

改正修学支援法が可決・成立

3人以上「多子世帯」の大学授業料等を無償化

文部科学省が今国会に提出していた「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が3月31日の参議院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立した。3人以上の子どもを持つ多子世帯の高等教育費負担を軽減するため、当該世帯の学生について所得制限なく、一定の額まで大学や高専などの授業料・入学金を減免するもの(左表参照。4月1日から施行された)。

高等教育費の負担は多くの子育て世帯にとって重い課題だ。日本学生支援機構の学生生活調査によると、奨学金を受給している大学生の割合は5割を超えている。また、理想の子どもの数が「3人以上」の場合において、理想の数をあきらめる理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっていた。

文科省は2020年4月より「高等教育の修学支援新制度」を開始した。意欲ある子どもらの進学を支援するため、授業料・入学金

の免除または減額、また、返還を必要としない給付型奨学金の支給を行ってきた。

2024年度から支援を拡充。多子世帯(扶養する子どもが3人以上いる世帯)や私立の理工農系の学部等に通う学生の間層への支援を拡大した。さらに、今回の法改正により、25年度からは多子世帯の学生について従来の「年収600万円以下」という所得制限をなくし、大学等の授業料・入学金を無償とする。文科省の推計によると、25年度から新たに41万人が支援対象となる。

阿部俊子文部科学大臣は4月1日の閣議後会見で「本制度の内容について学生や保護者、学校関係者にしっかりと周知をしていくとともに、引き続き、高等教育費の負担軽減に取り組んでいく」と述べた。

文科省、組織改正

高等局・科政局に2つの課新設

文部科学省は4月1日付で、一部組織改正を行った。高等教育局において高等教育企画課、大学教育・入試課、専門教育課の所掌事務を再編。「大学教育・入試課」の名称を「大学振興課」とし、同課に「地域大学振興室」を設置した。また、科学技術・学術政策局に「国際研究開発政策課」を新設した。

4月1日の閣議後会見で、阿部大臣は「地域大学振興室においては、(2月の中教審答申を踏まえ)各地域と連携しながら、地域の高等教育のアクセス確保や、地方創生の取組を推進していくこととしている。また、昨今の研究活動の国際化の進展、国際情勢の複雑化を踏まえ、国際研究開発政策課を新設した。戦略的な国際共同研究を推進するとともに、重要な技術の育成、研究セキュリティ・研究インテグリティ、この確保を通じて経済安全保障の強化を一層努めていく」と述べた。

減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

国立大学機能強化検討会

東北大と島根大から意見聴取

文部科学省は4月7日、「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」を開催した。

2004年の法人化から20年が経つことを機に設置された同検討会では、財務や規制緩和された制度の活用をめぐり、現状の成果や課題等について検討を行っている。この日は、東北大と島根大からヒアリングを行った。

法人化からこれまでの機能強化に係る取り組みを説明した東北大の富永悌二総長は「研究力強化に向けては人への投資、つまり、人

的資本経営」が今後の研究大学にとって最重要課題となる」と強調。その上で、運営基盤に対する公的支援、大学と民間企業との間で高度人材の流動化を促進する支援などを要望した。また、島根大の大谷浩学長は、▽機能強化を通して地域の柱となる強み・特色を創出し、地方創生に取り組み大学への支援▽地域の総合大学としての機能を維持・強化するために必要な財政支援——などを訴えた。

検討会座長の相澤益男氏(科学技術国際交流センター会長、元東工大学長)は「次回は国立大学協会から意見を聞く。夏までに『改革の方針』をまとめた」と語った。